市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	相の浦地区(相の浦集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

7137-62-0-0-0				
①地区内の耕地面積				
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0h				
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの音向」欄の「経営面積」の今計から「現状
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が 2haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・山手は高齢者が多い。
- ・整備田は5年間守る耕作者はいる。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、集落の中心経営体の認定農業者1経営体と営農組合が担っていくほか、入作を希望する 認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲	0.70 ha	水稲	0.70 ha	相の浦集落
集	В	水稲•麦	1.54 ha	水稲•麦	1.54 ha	相の浦集落
計	2人		2.24 ha		2.24 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・ 受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指してい く。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)				
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
	計					

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	大工田地区(大工田集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

- 130 20 P			
①地区内の耕地面積	5ha		
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3ha		
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha		
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha		
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0r			
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha			
(備考)			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が 1haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集落内の耕作者が少ない。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体である認定農業者2経営体と営農組合が担っていくほか、さらに 入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(),,,	1 0 12 11					
属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
周江		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲・麦・大豆	0.45 ha	水稲・麦・大豆	0.55 ha	大工田集落
認農	В	水稲・麦・大豆	0.22 ha	水稲・麦・大豆	0.22 ha	大工田集落
集	С	水稲•麦	1.20 ha	水稲•麦	1.20 ha	大工田集落
計	3人		1.87 ha		1.97 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(m²)				
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
	計	0				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	原口地区(原口集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

133.5—4.317.				
①地区内の耕地面積	8ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0h				
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 1ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」
- 注2:⑷の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・集落内に自作者がないため、集落外の認定農業者へ貸付ており、受託を断られた場合の心配がある。
- 島獣被害の頻度が高い箇所が多い。
- ・立地的に耕作が困難な圃場も多い。
- ・管理者が見つからない場合は、自己保全の可能性が高いことは集落で検討済み。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体である認定農業者3経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する 認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(),,,	I DATE III					
属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
周江		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲・麦・大豆	0.57 ha	水稲・麦	0.70 ha	原口集落
認農	В	水稲・麦・雑 穀・黒大豆	2.34 ha	水稲・麦・雑 穀・黒大豆	3.75 ha	原口集落
認農	С	水稲・野菜	1.10 ha	水稲・野菜	1.10 ha	原口集落
計	3人		4.01 ha		5.55 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落 (地域)で構築するための検討を行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

() 1/ () () () () () () () () () (
		貸付け等の区分(㎡)				
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
	計					

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	申川内地区(申川内集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

1)	①地区内の耕地面積			
2	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6ha		
(<u>3</u>)	也区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			
4)	・ ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 4ha			
(備	考)	•		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・現在耕作者数名いるが、中心は2戸。10年後の耕作は現状とは異なることが予想され、耕作者も減っていることが予想される。
- ・担い手としては、畔草刈りが大変。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者等2経営体が担っていく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者	現	状	今後の	農地の引受	受けの意向
冯 [(氏名•名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲•野菜	7.03 ha	水稲・野菜	3.6 ha	申川内集落
認農	В	水稲・麦・雑 穀・黒大豆	0.10 ha	水稲・麦・雑 穀・黒大豆	7.53 ha	申川内集落
計	2人		7.13 ha		11.13 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・ 受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

1 5	(多句) 成品的英门(可能的)(上版的第一人)						
		貸	付け等の区分()	m³)			
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
	計						

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	松ヶ浦地区(松ヶ浦集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

1)t	①地区内の耕地面積			
27	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4ha		
(3)±	地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			
	0ha			
4)t	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha			
(備	i考)	•		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの音向」欄の「経営面積」の今計から「現状
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- |・地権者としては、小作者が高齢で心配。
- 耕作者としては、法面除草、管理が大変。
- ・自作者が少なく、委託が多い。
- ・地権者が集落の現状を把握していない。また、今後の耕作についても関心がない。
- ・農道・水路の環境整備については、交付金を活用している。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、営農組合が担っていいくほか、集落には中心経営体がいないため、入作を希望する 認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
周江	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
集	Α	水稲・麦	1.18 ha	水稲・麦	1.18 ha	松ヶ浦集落
計	1人		1.18 ha		1.18 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1筆、831㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸	付け等の区分()	m [*])
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	四下地区(四下集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計				
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 4ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- 自作者が少なく、大部分が集落外の委託。
- ・5年後は機械の更新も絡み自作者がいなくなる可能が高いが今後の話し合いができていない。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体である認定農業者2経営体と営農組合が担っていく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲·麦·雑 穀·黒大豆	7.02 ha	水稲・麦・雑 穀・黒大豆	11.23 ha	四下集落
認農	В	水稲·野菜	2.28 ha	水稲・野菜	2.28 ha	四下集落
集	С	水稲	1.74 ha	水稲	1.74 ha	四下集落
計	3人		11.04 ha		15.25 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

(多句) 成品的英门,可以高州(江西阳中)于汉)						
		貸	付け等の区分(i	m²)		
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
-	計					

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	岸川地区(岸川集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

1);	地区内の耕地面積	30ha
2	②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	
3);	地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	17ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
4);	・ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備	i考)	•

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作 面積が7haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・耕作者の年齢が高く5年後が懸念される。
- ・地主の意向が聞き取れていない部分がある。
- 丸投げ委託の農地委託が多い。
- 樹園地についても今後の課題である。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体である認定農業者1経営体と営農組合が担っていくほか、さらに 入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
畑江		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲·野菜	0.27	水稲・野菜	0.27	岸川集落
集	В	水稲・麦	1.91 ha	水稲・麦	1.91 ha	岸川集落
計	2人		2.18 ha		2.18 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、2.420㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

樹園地の取組方針

園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸 [,]	付け等の区分()	m [*])
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡
	小侍5448-1	1,310		
2	大平圃場仮地番1	1,110		
3				
4				
5				
6				
	計	2,420		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	多久原地区(多久原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

1);	地区内の耕地面積	39ha
2	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20ha
3);	地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
4);	・ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5ha
(備	考)	
4		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」
- 注2:⑷の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- 耕作者と地権者のかかわりが薄くなっている。
- ・地権者が農地に関心が薄くなっていきている。
- ・整備田について、入作者が多く人気があり、水管理は行うが、水路管理については手伝われない。
- 水路管理についても、集落内の耕作者が行っているが、高齢なので先々に不安がある。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体である認定農業者5経営体と営農組合が担っていくほか、さらに 入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(2.3)						
属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
冶工		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲•麦	0.50	水稲·麦	0.50	多久原集落
認農	В	水稲•麦	4.81	水稲•麦	4.81	多久原集落
集	С	水稲•麦	0.13 ha	水稲•麦	0.13 ha	多久原集落
認農	D	水稲•麦	6.18 ha	水稲•麦	7.55 ha	多久原集落
認農	E	水稲・麦・雑 穀・黒大豆	7.28 ha	水稲・麦・雑 穀・黒大豆	11.64 ha	多久原集落
認農	F	水稲	0.12 ha	水稲	0.12 ha	多久原集落
集	G	水稲•麦	4.42 ha	水稲・麦	4.42 ha	多久原集落
計	7人		23.44 ha		29.17 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、5筆、2,525㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	貸付け等の区分(㎡)				
農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1 小侍2718	1,091				
2 小侍2722-1	240				
3 小侍942-1	593				
4 多久原1550	321				
5 多久原4480-1	280				
6					
計	2,525				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	両の原地区(両の原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0h				
・ ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 1ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積 の方が、1ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 集落の耕作者が少なく、整備田については、入作者が多く人気がある。
- ・今後、機械更新についての考えが無いため、その後についての検討が必要。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体である認定農業者3経営体と営農組合が担っていくほか、さらに 入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

() .,,	I DATE III					
属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
畑江		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲•麦	0.05 ha	水稲・麦	0.05 ha	両の原集落
集	В	水稲•麦	0.09 ha	水稲•麦	0.09 ha	両の原集落
認農	С	水稲•麦	1.46 ha	水稲•麦	1.78 ha	両の原集落
認農	D	水稲•麦	1.84 ha	水稲•麦	2.95 ha	両の原集落
集	E	水稲・麦	0.72 ha	水稲・麦	0.72 ha	両の原集落
計	5人		4.16 ha		5.59 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

(多句) 成纪00英目() (4) (4) (4) (4) (4)						
		貸	付け等の区分()	m¹)		
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
	計					

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	山犬原地区(山犬原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

233.02.00			
①地区内の耕地面積	13ha		
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7ha		
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha		
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha		
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			
・ ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha			
(備考)			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・営農の中心は集落の1経営体で、10年~20年は大丈夫。また、その後の後継者についても話し合いを行っている。
- 集落内の地域住民の農業についての理解が薄れてきている。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、北多久営農組合1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの 受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
冶工		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
集	Α	水稲•麦	2.14 ha	水稲•麦	2.14 ha	山犬原集落
計	1人		2.14 ha		2.14 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、2,252㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸	付け等の区分()	m²)	
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡	
1	小侍145-3	300			
2	長尾4124	1,952			
3					
4					
5					
6					
	計	2,252			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	東原地区(東原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17ha		
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9ha		
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6ha		
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha		
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			
・ ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha			
(備考)			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作 面積が4haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集落の耕作者が少なく委託が多い。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体の認定農業者1経営体と営農組合の構成員が担っていくほか、 入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現	状	今後の	農地の引受	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲	0.57 ha	水稲	0.57 ha	東原集落
集	В	水稲•麦	1.28 ha	水稲•麦	1.28 ha	東原集落
計	2人		1.85 ha		1.85 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、3筆2,489㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)				
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1	小侍5355-1	2,009				
2	小侍5356-1	420				
3	小侍5356-9	60				
4						
5						
6						
	計	2,489				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	前田地区(前田集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

255.2—			
①地区内の耕地面積	5ha		
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4ha		
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha		
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha		
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha			
(備考)			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・営農の中心は集落の1経営体で、10年~20年は大丈夫だが、その後の後継者については不在。
- ・集落内の耕作者が少ない。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、中心経営体がいないため、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現	状	今後σ	農地の引受	
加利工		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1筆1,396㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

_	登しいたのワハ (2)						
		貸付け等の区分(㎡)					
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡			
1	小侍4402-1	1,396					
2							
3							
4							
5							
6							
	計	1,396					

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	小侍地区(小侍集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積				
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計				
①地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作 面積が1haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・中心となる担い手が集落にいない。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営1経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの 受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
一月工		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲·麦	0.12	水稲∙麦	0.12	小侍集落
計	1人		0.12 ha		0.12 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、3筆2,489㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸	付け等の区分()	m¹)		
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
	計					

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	番所地区(番所集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

1)	①地区内の耕地面積			
2	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25ha		
(<u>3</u>)	地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	11ha		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha		
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha		
4)	・ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha		
(備	考)			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- 耕作者が高齢となっており、5年間はなんとかなるがそれ以降が分からない。
- ▶機械利用組合もあるが、全て組合に加入しているわけではない。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・農地利用については、中心経営体がいないため、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進すること により対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者	現	状	今後σ	農地の引受	
加利工	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、13筆14,742㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

樹園地の取組方針

園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	貸付け等の区分(m²)					
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1	小侍岩ノ元3286	703				
	1	766				
	小侍薄木2603-1	2,487				
	小侍薄木2587	379				
5	小侍山副3329-1	246				
	小侍瀬戸3363-3(1)	854				
	1 13 11/20 0000 0 (1)	854				
	小侍瀬戸3363-3(3)	854				
	小侍岩ノ元3259-1(1)	1,803				
	小侍岩ノ元3259-1(2)	1,803				
	小侍岩ノ元3259-1(3)	1,803				
12	小侍岩ノ元3259-1(4)	1,803				
13	小侍狩谷2705-1	387				
14						
	計	14,742				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	横柴折地区(横柴折集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積				
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計				
・ ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・集落内の耕作者が少ない。
- ・営農の中心は集落の認定農業者1経営体で、10年~20年は大丈夫。
- ・船山堺の高齢農家の水田が将来心配。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、入作の認定農業者などの受入 を促進することで対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
加到工		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	肥育牛•繁殖牛	- ha	肥育牛•繁殖牛	- ha	横柴折集落
認農	В	肥育牛	- ha	肥育牛	- ha	横柴折集落
認農	С	肥育牛	- ha	肥育牛	- ha	横柴折集落
認農	D	養鶏	- ha	養鶏	- ha	横柴折集落
認農	E	水稲・繁殖牛	- ha	水稲・繁殖牛	- ha	横柴折集落
心反		水稲・飼料作物	11.44 ha	水稲・飼料作物	11.44 ha	[快未][未冷
計	5人		11.44 ha		11.44 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)				
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
	計					

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	荕原地区(荕原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

133.5—4.317.				
①地区内の耕地面積	8ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0				
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、1ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・後継者となる予定者については、一人いる程度で他にいない。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営1経営体及び営農組合が担っていくほか、さらに入作を希望する認定 農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
畑江		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲•麦	0.25 ha	水稲•麦	0.25 ha	荕原集落
集	В	水稲•麦	0.33 ha	水稲•麦	0.33 ha	荕原集落
計	2人		0.58 ha		0.58 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)					
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
	計						

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	高木川内地区(高木川内集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 1				
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha				
(備考)	•			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・整備田については、耕作者の年齢からすると、しばらくは大丈夫だが、後継者がいない農家が多いため、 その後が心配される。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、入作の中心経営体の認定農業者2経営体と営農組合が担っていくほか、さらに入作を 希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲・麦	3.07 ha	水稲•麦	3.07 ha	高木川内集落
認農	В	水稲	1.33 ha	水稲	2.12 ha	高木川内集落
集	С	水稲	2.44 ha	水稲	2.44 ha	高木川内集落
計	3人		6.84 ha		7.63 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、3筆2,035㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸	付け等の区分()	m [*])
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡
1	小侍1396-1	840		
2	小侍1318	705		
3	小侍1004-1	490		
4				
5				
6				
	計	2,035		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	砂原地区(砂原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

- 123 25. 1				
①地区内の耕地面積	3ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha			
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha			
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0				
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

- ・集落の耕作者が少ない。
- 集落内の耕作については、当分の間は大丈夫。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・水田利用については、中心経営体がいないため、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進すること により対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
加利工	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組について集落(地域)で話し合いを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)					
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
	計						

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。